

鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県美容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>美容所開設届</p> <p>収入証紙 貼り付け欄</p> <p>職 氏名 様</p> <p>美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>届出者 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>電話番号</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1～4 略</p> <p>5 外国人が届出をする場合にあつては、<u>住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）</u></p>	<p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>美容所開設届</p> <p>収入証紙 はり付け欄</p> <p>職 氏名 様</p> <p>美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>届出者 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>電話番号</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1～4 略</p> <p>5 外国人が届出をする場合にあつては、<u>外国人登録済証明書</u></p>

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。